

仕 様 書 (案)

本業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、本県が実施する「令和8年度プラスチックごみ削減取組促進業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

1 委託業務名

令和8年度プラスチックごみ削減取組促進業務

2 業務の目的

本県では、消費者団体、事業者団体、行政で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」で、令和2年1月25日に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみゼロに向けて、消費者、事業者、行政が一体となって行動していくこととしている。

さらに、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっていることから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行された。本法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組が規定されており、県民、事業者に対し、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制等の行動変容を促進させ、ごみの削減につなげる必要がある。

そこで、県民に対し、ごみの減量化やリサイクルへの取組の促進に対する意識の高揚を図るため、「プラごみ無くし隊」を結成して、清掃活動やスーパーマーケットでの量り売りなどプラスチックの利用削減の取組を体験させ、その状況をSNS等で周知することにより、プラスチックごみ（プラごみ）削減の啓発を実施していく。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務の概要

(1) 日時

令和8年8月、11月、12月、令和9年1月の土日祝のうち3日
(計3回実施)

(2) 対象

高校生、大学生等（1回あたり概ね10人、計30人程度）

(3) 概要

内容等については、次の事項を踏まえて受託者が企画提案を提示し、発注者との協議によって決定する。

ア「プラごみ無くし隊」の結成

- ・隊長の手配及び隊員の募集を行い、「プラごみ無くし隊」を結成すること。
- ・隊長はタレント、インフルエンサー等とし、全ての活動（計3回）に参加すること。
- ・隊員は主に高校生、大学生等の若者（計30名程度）を対象とする。

イ「プラごみ無くし隊」の活動の実施

- ・ 下記の内容を含む、計3回の活動を行うこと。
 1. プラごみ問題を身近に感じることができるような清掃活動
 2. プラスチックの利用削減に資する取組の体験
 3. プラごみの削減に資するリサイクル等の取組の事例学習および見学
- ・ 参考として、プラスチックの利用削減に資する取組体験は、スーパーマーケットでの量り売りやデポジット容器の使用、給水スポット等の体験が考えられる。また、プラごみ削減に資するリサイクル等の取組として、プラスチック容器を使用した製品の店頭での容器回収・リサイクルなどが挙げられる。
- ・ 見学や体験は、実際に取組を行っている団体、企業、店舗、地域で実施することが望ましい。
- ・ 3回の活動のうち、2回以上は名古屋市を除く県内で実施すること。
- ・ 夏季に活動を行う場合は、気温等に配慮した場所を選定すること。

ウ「プラごみ無くし隊」の活動の発信

- ・ 毎回の活動について、活動後に愛知県資源循環推進課公式 Instagram 等のメディアで効果的な発信を行うこと。

5 委託業務の内容

(1) 計画作成業務

- ・ 業務実施体制の手配
- ・ 隊長（タレント、インフルエンサー等）の選定
- ・ 上記のほか、業務の実施に必要な計画の作成

(2) 実施準備業務

- ・ 隊長（タレント、インフルエンサー等）のスケジュール等の調整
- ・ 隊員（参加者）の募集、受付等の実施
- ・ タイムスケジュール及び運営マニュアルの作成
- ・ 各回の活動に必要な資機材の調達及び資料・資材の作成
- ・ 業務実施場所の手配、下見及び会場管理者との事前調整
- ・ 上記のほか、業務の実施に必要な準備

(3) 開催当日業務

- ・ 隊長（タレント、インフルエンサー等）のアテンド
- ・ 参加者の当日受付の実施
- ・ 「プラごみ無くし隊」の活動の実施
- ・ 活動全体における参加者の引率及び案内

(4) 広報業務

- ・ 本業務は、報道関係機関等に対してアピールできる内容とし、各種メディアを活用し、周知を図ること。
- ・ 隊員募集を周知するための広報
- ・ 各回の活動終了後、活動内容に関する愛知県資源循環推進課 Instagram 等

SNS 等での情報発信の実施（3回以上）

(5) その他本業務実施に係る事項

- ・会場等に要する費用支払業務
- ・隊長（タレント、インフルエンサー等）への謝礼、交通費などの支払い業務

(6) 業務記録作成業務

業務完了後、本業務の運営状況や実施結果等について、記録写真、メディア等の報道状況も含めた業務報告書2部およびそのデータを保存した電子媒体を2部作成すること。

なお、報告書は公表資料となるため、著作権や肖像権に注意すること。

(7) 上記のほか、活動の実施に必要な業務

6 成果物の納品

報告書（紙媒体2部、電子記録媒体2部）を、愛知県環境局資源循環推進課へ提出すること。

7 注意事項

- (1) 提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名選任し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、本県と定期的な連絡調整や打合せを行うこと。
- (3) 本業務を行うにあたり必要な資材は、本県が貸与するものを除き、原則として受託者が準備すること。なお、清掃活動の際に収集したごみの処理施設への運搬、処理費などは委託業務内に含むものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守するものとする。
- (4) 学生等の参加に際しては、集合場所と自宅までの往復に相当する交通費を渡すこと。また、活動に際し、学生等に金銭面で負担が生じないようにすること。集合場所から施設への移動費用や活動時に生じるマイボトルの購入費などの負担は受託者が代わりに負担をすること。
- (5) 本業務の遂行に際して必要な手続（警察署、道路管理者への道路使用許可申請、施設管理者への必要な許可、撮影許可等）については、受注者が適切に実施すること。
- (6) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。）を本県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。なお、活動内容の写真（タレント、インフルエンサーや学生の写る写真）を県Webページに掲載する可能性があり、県はそれらの写真を使用し、公開できるものとする。
- (7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用

の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本県の指示を受けて処理すること。
- (9) 受託者は、本県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度県の指示を受けて処理すること。
- (11) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、本県、受託者協議の上、定めること。特に、活動時における天候が台風、大雨等によりふさわしくないと判断される場合には、発注者と協議の上、安全面から別の日に延期をすること。